第十九條　本部役員は中央執行委員会及常任中央執行委員会に於て発言することを得

第二十條　党役員の任期は一ヶ年とす但し再選を妨げず

第六章　地方組織

第一節　支部

第廿一條　支部は中央執行委員会の承認を経て他理的区劃により党員五十名以上を以て組織するものとす但し必要ある場合は中央執行委員会の承認を経て適宜之を組織することを得

第廿二條　支部には左の機関を置くものとす

一、大会　二、執行委員会　三、常任執行委員会　四、部署

第廿三條　支部は支部員を合して地域班工場班を組織するものとす

第廿四條　班には左の機関を置くものとす

一、班集会　二、班委員会

第二節　府県支部聯合会

第廿五條　各府県に於て二個以上の支部ある場合は支部聯合会を組織するものとす

第廿六條　支部聯合会には左の機関を設くるものとす

一、大会　二、執行委員会　三、常任執行委員会　四、部署

第廿七條　支部聯合会の大会代議員は支部より選出するものとし其選出比率は所属の党員数に依る

第廿八條　支部聯合会の規約は中央執行委員会の承認を経る事を要す

第三節　地方協議会

第廿九條　地域其の他特殊事情に依り緊密の関係ある地方に存在する府県支部聯合会(聯合会と云ふ府県に於ては支部)は地方協議会を組織することゝす

第卅條　地方協議会はその常務の執行機関として常任協議委員会を置くものとす

第卅一條　地方協議会の種類は中央執行委員会の承認を経ること

第卅二條　党費は党員一名に付本部費年額金四拾銭支部及支部聯合会費は各自に一年額金八拾銭とす但し必要ある場合は中央部の承認を経て増額することを得

第卅三條　党員納入の党費は一切之を返還せず

党費及其の管理は中央執行委員会に於て帳簿を作製し大